

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高額医療合算介護サービス費の支給
根拠法令及び条項		介護保険法第51条の2第1項
所管部課係名		いきいき健康部介護保険課調査給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日から90日まで
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)